

介護保険運営協議会の今後の展開について

第 7 期介護保険運営協議会では、所掌事務に基づき、高齢者施策及び介護保険事業に関する様々なことを報告、審議、議論しますが、その中でも特に以下の事項については、3 年間を通して継続的に議論していくこととなります。

(1) 第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた審議、議論、報告等

市では「第 7 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の進捗管理を継続的に実施しつつ、平成 32（2020）年度末に、「第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。平成 31（2019）年度に高齢者アンケート等の調査を行い、平成 32（2020）年度には計画の素案について、市民説明会及びパブリックコメントを実施する予定です。

これに向け、運営協議会において第 7 期計画の進捗状況について報告を行い、議論の内容やいただいたご意見等を踏まえ、現状や課題を分析します。その上で、第 8 期計画の素案をお示しし、委員の皆様からのご意見をいただきます。

■ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは…

老人福祉法の市町村老人福祉計画、介護保険法の市町村介護保険事業計画として 3 年ごとに策定されます。計画期間中の高齢者に関する施策及び介護保険事業の実施の方向性や目標を定めるほか、計画期間中の介護サービスの見込み量、介護保険料の基準額等を算定します。

(2) 地域包括支援センターについての議論

「団塊の世代」が 75 歳に到達する 2025 年に向け、地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、「地域包括支援センター」（以下、「包括」という）の機能・体制の一層の充実、各包括の運営の公正性、中立性の確保が重要です。

市は年度ごとに、包括の運営が公正・中立に行われているかを調査し、介護保険運営協議会で委員の皆様へ報告いたします。

また、第 8 期計画期間の初年度である平成 33（2021）年度に向け、地域包括支援センターの機能強化、体制整備等の方向性について、委員の皆様のご意見を伺ってまいります。

(3) 介護保険制度改正等への対応の報告

平成27年度には自己負担割合に新たに2割負担が加わり、介護保険の予防給付のうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護が「介護予防・生活支援サービス」として総合事業に移行するなど、近年、介護保険分野では、大きな制度改正が頻繁に行われています。

市では、新たな法改正、制度改正が行われたときなどに、こうした改正の内容及びその対応策について、委員の皆様にご報告させていただきます。

(4) 介護サービス事業所等の整備等についての報告

第7期介護保険事業計画では「介護サービス等の推進」を基本目標の一つに掲げ、介護サービス利用者が真に必要な介護サービスを過不足なく提供することで、効果的・効率的な介護給付を実現することをうたっています。

これをふまえ、介護保険運営協議会の中で、介護サービスの基盤整備についての市の取組や今後の方向性について、報告させていただきます。

(5) 介護サービス事業所等の支援・指導と介護給付適正化についての報告

平成29年度に介護給付適正化が介護保険法上に位置付けられ、第7期介護保険事業計画に介護給付適正化の取組について記載しています。

介護サービス事業所等の集団指導や実地指導の状況とともに、介護給付適正化の取組について、介護保険運営協議会の中で報告させていただきます。